

# 当院では



## 特定行為研修を修了した看護師が

## 特定行為を実施しています。



### 特定行為をご存じですか？



特定行為とは、厚生労働省指定の特定行為研修を修了した看護師が、高度かつ専門的な知識と技術が必要とされる診察の補助を当院が定めた「手順書」に基づき、実施する行為です。下記の4つの行為を手順書に基づいて実施します。これにより、患者さまの状態に応じて、タイムリーかつ迅速に適切なケア（特定行為）を提供することができます。

### 特定行為実施に対する同意について

看護師による特定行為の実践に関しては、特段明確な意思表示がない場合は、包括的な同意を得たものとして取り扱わせて頂きます。

ご同意頂けない場合は、病棟責任者までお申し出ください。ご同意頂けない場合であっても、治療や看護上の不利益が生じることはありません。



### 特定行為の実施について



#### 当院で実施している特定行為

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

- 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- 脱水症状に対する輸液による補正

創傷管理関連

- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流の少ない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法



看護師の  
特定行為研修制度  
ポータルサイト

ご相談は下記窓口をご利用ください

受付時間

平日 8:45 ~ 13:00 14:00 ~ 17:00

場所

中央棟1階 患者サポートセンター